

森林病虫害等駆除事業補助金交付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月29日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第39号

森林病虫害等駆除事業補助金交付規則の一部を改正する規則

森林病虫害等駆除事業補助金交付規則（平成13年岩手県規則第81号）の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
別表第1（第2条関係）			別表第1（第2条関係）		
事業種目	事業の内容	補助対象経費	事業種目	事業の内容	補助対象経費
[略]			[略]		
カシノナガキクイムシ駆除	カシノナガキクイムシの付着により枯死し、又は枯死にひんしている樹木の伐倒及び薬剤によるくん蒸又は当該樹木の伐倒及び焼却	伐倒費、薬剤費、くん蒸費及び事業雑費 <u>又は伐倒費、焼却費及び事業雑費</u>	カシノナガキクイムシ駆除	カシノナガキクイムシの付着により枯死し、又は枯死にひんしている樹木の伐倒及び薬剤によるくん蒸、当該樹木の伐倒及び焼却、当該樹木の伐倒及び破砕又は当該樹木に係る誘引捕殺	伐倒費、薬剤費、くん蒸費及び事業雑費、 <u>伐倒費、焼却費及び事業雑費、伐倒費及び事業雑費若しくは伐倒費、薬剤費及び事業雑費又は賃金及び資材費</u>
備考 改正部分は、下線の部分である。					

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。